

生活環境分野

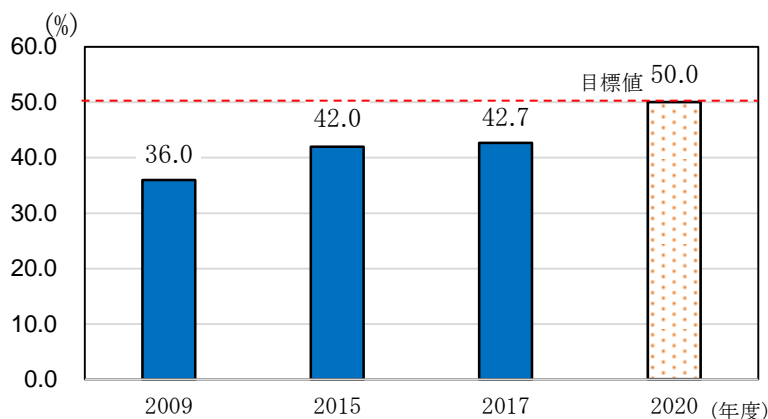
＜目標＞ 心やすらぐ住みよいまち

1. <環境の状況>

1.-1 心やすらぐ快適な生活環境であると感じる市民の割合

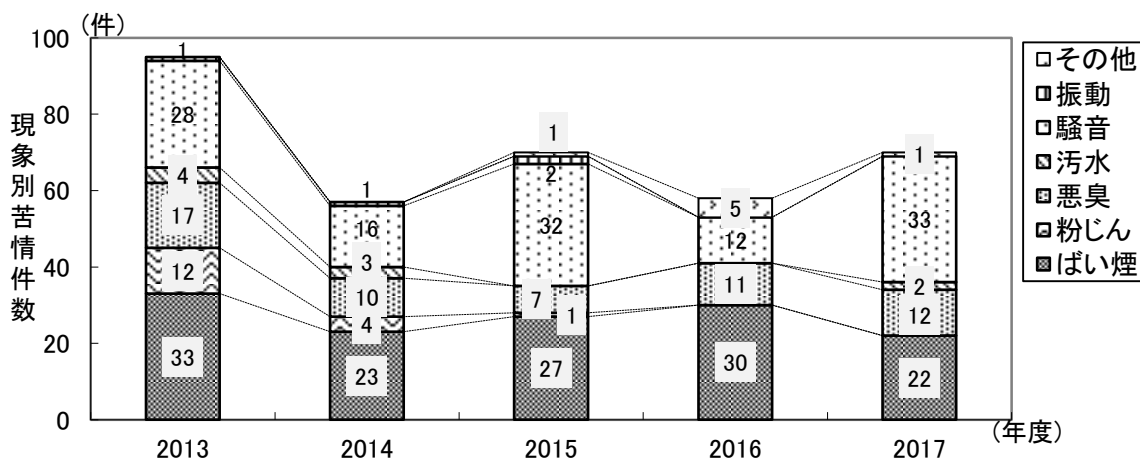
☺ 指標 45：心やすらぐ快適な生活環境であると感じる市民の割合

目標値: 50.0%
(2020(平成 32)年度)



2017年度の市民意識調査では「きれいな水や空気・騒音やポイ捨てがないなど、良好な生活環境が確認されている」という回答率は42.7%となっており、2015(平成 27)年度に比べて0.7ポイント上昇し、徐々に目標値に近づいています。

(参考) 苦情受付件数



市に寄せられた環境・公害に関する苦情件数をみると、2017年度の苦情受付件数は70件となりました。種別でみると、多い順に、騒音、ばい煙、悪臭となっています。粉じん、振動、有毒ガスの苦情はありませんでした。

2017年度は、前年度よりも騒音の件数が増加しましたが、他の種別は平均的またはやや低い傾向です。

2.〈市の取組状況〉

目標	施策の方向	施策	具体的な取組	実施状況
心やすらぐ住みよいまち	日常生活をとりまく環境の充実	快適な生活環境の確保	PRの実施	誰もが快適に暮らし心安らぐ生活環境を維持・確保するため、一人ひとりが近隣に配慮した行動を心がけるようPRを実施する。 (環境保全課) → 指標 46(P.54)
			苦情に対する適切な対応	市民等から生活環境に関わる苦情・要望等が寄せられた場合には、状況を確認し、適切に対応する。 (環境保全課)
	公害対策の推進	大気・土壌・地下水汚染等の防止	大気汚染物の監視	窒素酸化物、大気中のダイオキシン類の濃度を継続的に測定する。数値の悪化を防ぐため引き続き監視を行うと共に、光化学スモッグなど健康に影響を与える情報は速やかに公表する。 (環境保全課) → 指標 47～50(P.54～56)
			騒音・振動対策の推進	道路交通騒音の測定及び対策の実施
		騒音・振動対策の推進	航空機騒音についての対策	市内の航空機騒音を定期的に測定し、現状の把握に努める。また、環境基準を超過する場合には、適切な処置を講ずるよう努める。 (環境保全課) → 指標 52(P.59)
		騒音・振動対策の推進		市内の航路に該当する地点の航空機騒音を定期的に測定し、現状把握に努めた。また、環境基準を超えることはなかったが、市民等からの苦情・要望等に対しては、適切な処置を講じた。 (環境保全課)

3. 環境の状況と取組状況の評価

2. -1 日常生活をとりまく環境の充実

(1) 快適な生活環境の確保

PRの実施

各年度目標値:14回以上

☺ 指標 46: マナーアップのための啓発活動状況

(単位:回)

マナーアップのための啓発活動状況	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	備考
喫煙マナーアップキャンペーン	4	3	4	3	5	3	3	京王線高幡不動駅、JR日野駅、JR豊田駅において各1回
広報によるマナー啓発	3	5	5	8	8	8	8	生き物4回、喫煙2回、公害1回、樹木1回
犬・猫の飼い方講習会	5	2	4	4	3	3	4	ドックラン3回、日野市役所1回
自治会によるマナー啓発	2	2	2	2	2	2	2	5月上旬、11月上旬
計	14	12	15	17	18	16	17	

2017年度に行われたマナーアップのための啓発活動は17回と、年度目標を上回る結果となりました。

今後も、市民一人ひとりが、周囲の人々の行動、意見、考えを尊重しつつ、自らの行動について考えていくことが必要です。

2. -2 公害対策の推進

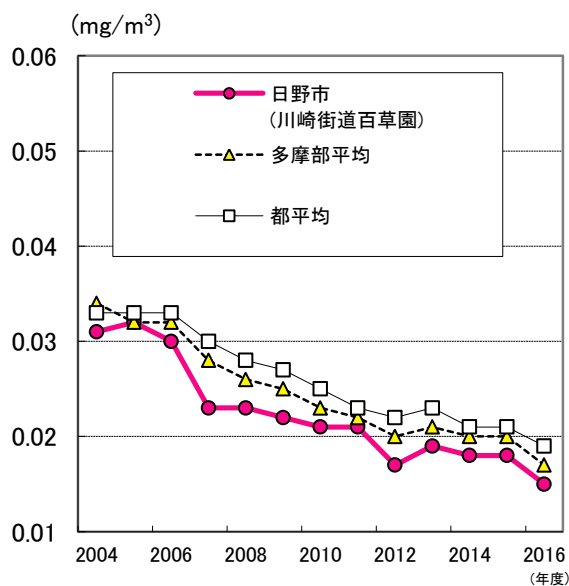
(1) 大気・土壌・地下水汚染等の防止

大気汚染物質の監視

☺ 指標 47: 浮遊状粒子物質(SPM)年平均値

東京都自動車排出ガス測定局の測定結果によれば、本書編集時点で最新データとなる2016年度の日野市(川崎街道百草園)のSPM年平均値は $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ であり、多摩部平均や都平均よりも低く推移しています。2007年3月に開通したバイパスにより、自動車の交通量は分散したことが考えられ、2007年度以降は低い数値を示しています。

なお、本書編集時点での最新データとなる2016年度の微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$)の同測定局結果は、1年平均値が $11.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、1日平均値が $26.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ となり、環境基準(H21.9.9環境省告示)である「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」を下回るものとなりました。昨年に比べ値が減少し、大気汚染の状態が改善されたといえます。



浮遊粒子状物質

(SPM: Suspended Particulate Matter)とは

大気中に浮遊している粒径 10 μm 以下の粒子と定義されています。

その構成成分は多種多様で、例えば自動車(主にディーゼル車)の排気ガスに含まれている燃焼の際のスス等(排気管一次粒子)や、タイヤや路面が摩耗して堆積し、自動車の走行によって巻き上げられるもの、海塩粒子、土壌粒子等も含まれますし、ガス状物質として大気中に放出されたものが粒子に変化して、硝酸塩等になる二次生成粒子と呼ばれるものも含まれます。

環境基準

「1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。」(S48. 5.8 告示)

微小粒子状物質(PM_{2.5})とは

大気中に浮遊している粒径 2.5 μm(1 μm は 1mm の千分の 1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10 μm 以下の粒子)よりも小さな粒子です。

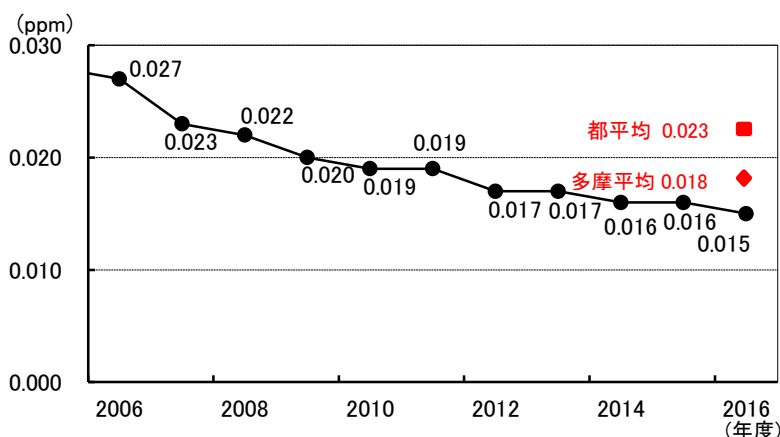
PM_{2.5} は非常に小さいため(髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されます。

粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)等のガス状大気汚染物質が、主として大気中での化学反応により粒子化したものがあります。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鋳物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

(出典:環境省「微小粒子状物質(PM_{2.5})に関する情報」<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>)

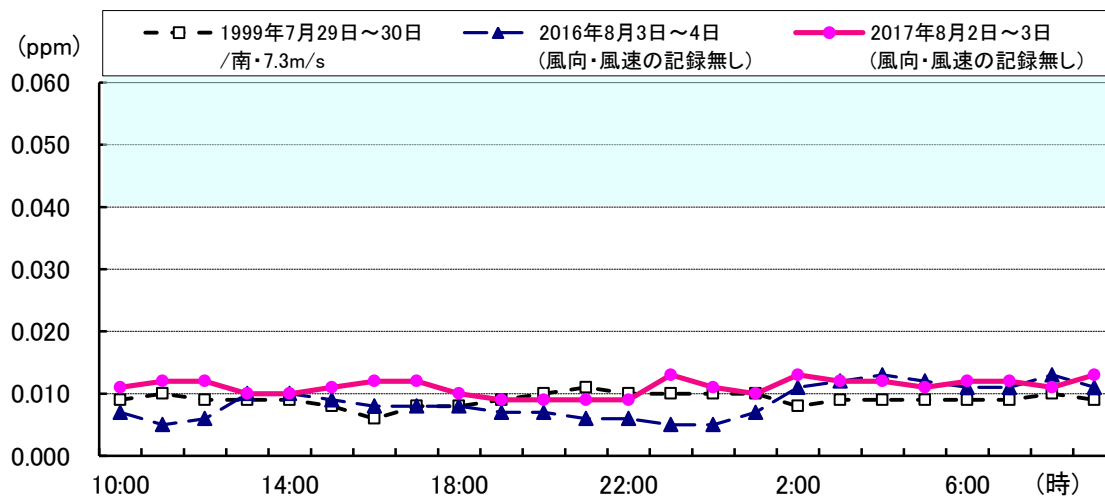
☺ 指標 48 : 二酸化窒素の年平均濃度

日野市川崎街道百草園にある東京都自動車排出ガス測定局の調査結果(東京都環境局資料)によれば、本書変種時点で最新データとなる 2016 年度の二酸化窒素濃度平均値は昨年度より減少し、0.015ppm を示しています。日野市の値は、都平均値 0.023ppm、多摩平均値 0.018ppm と比較して低い値となっています。



3. 環境の状況と取組状況の評価

☺ 指標 49：二酸化窒素 24 時間測定結果



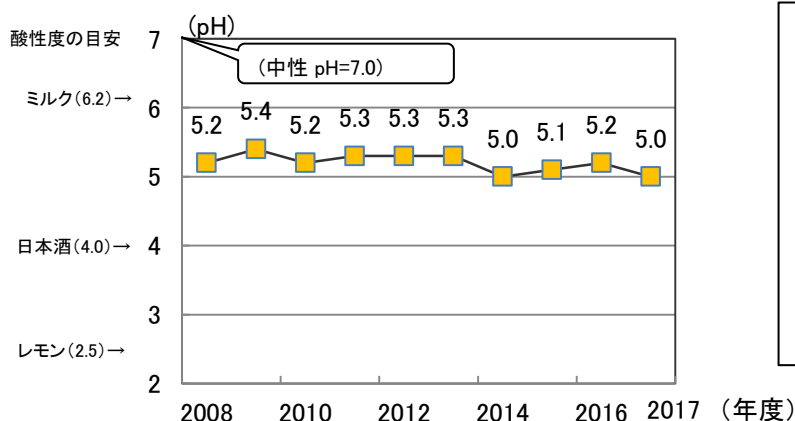
【二酸化窒素24時間測定結果の測定条件 日野市役所屋上(地上高40m)】

環境基準: ■ 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

1日における二酸化窒素濃度(日野市役所屋上)の変動(2017年8月2～3日)と、1999年、昨年の2016年を比較した結果、大きな変化は認められませんでした。

また、平均濃度は、2016年の0.009ppmに対し、2017年度が0.011ppmとなっており、0.002ppmの増加が見られましたが、二酸化窒素濃度の環境基準「1時間値の1日平均値が0.040～0.060ppmまでのゾーン内またはそれ以下」をクリアしています。

◇ 指標 50：雨の酸性度



酸性雨とは
自動車や工場から大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物により、雨水が pH5.6 以下に酸化する現象です。

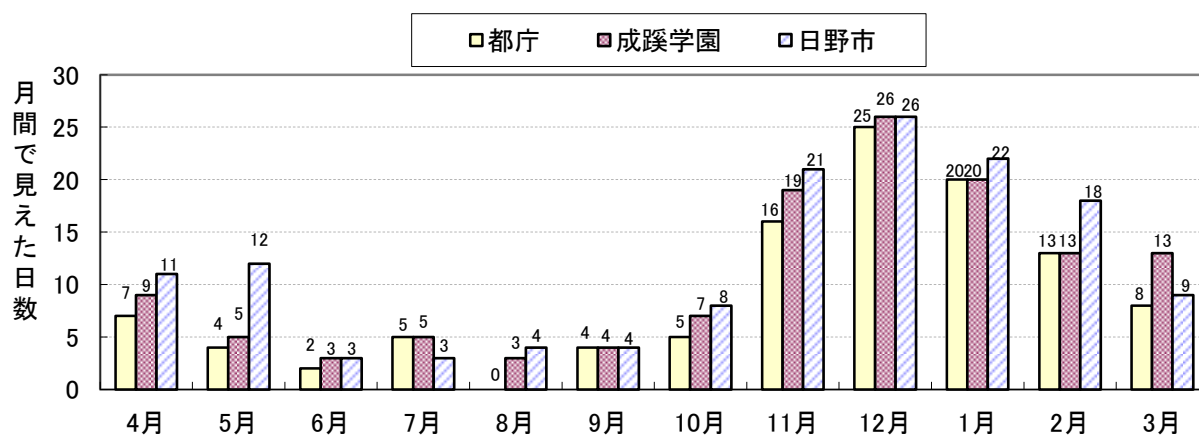
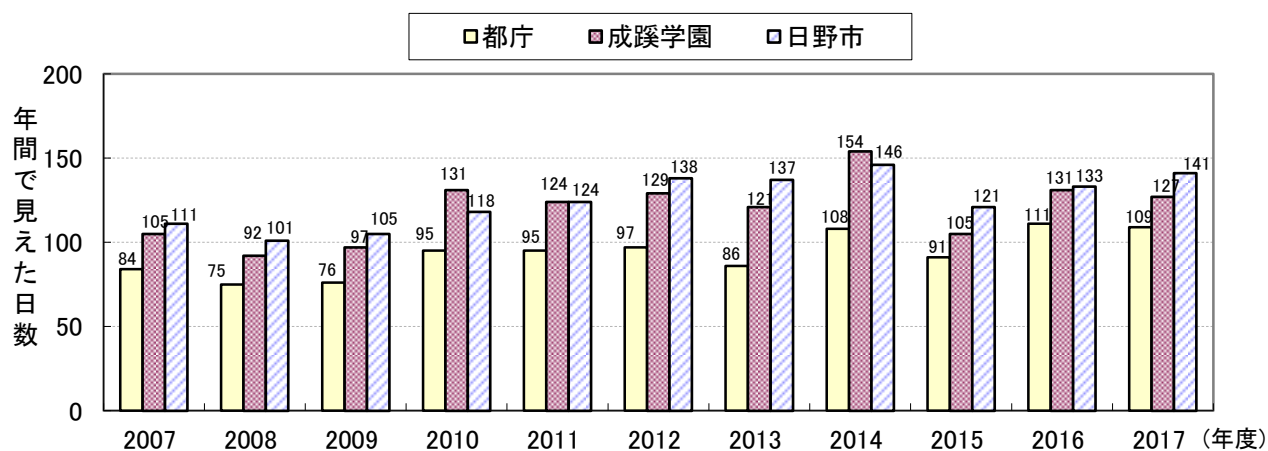
pH とは
酸性の度合いを示し、中性は pH7.0 です。酸性度が強くなるほど数字が低くなります。

2017年度における雨の pH 値は pH5.0(市内 8 か所で 8 人の市民モニターにより測定された 97 試料の平均値)で、2002 年度以降大きな変化は認められませんでした。

試料は各市民により、2017 年 4 月から 2018 年 3 月までの間に、毎月 1 回程度一雨ごとに採取されたものです。

(参考) 富士山ウォッチング(富士山が見えた日数)

※各々、毎日定時に観測し、かすかに見える日を含んでカウントしている。



都庁 = 毎日9時に観測 場所: 新宿区都庁舎35階 (標高191.5m)
 成蹊学園 = 毎日9時に観測 場所: 武蔵野市吉祥寺北町 (標高56.0m)
 日野市 = 毎日8時に観測 場所: 南平5丁目 (七生中南東角交差点付近: 標高75.0m)

日野市での観測結果を、インターネット上で公開されている都庁(新宿区)での観測値と30年以上の実績のある成蹊学園気象観測所(吉祥寺)の協力を得て入手したデータを比較しました。データを比較するにあたり、都庁は35階(約200m)の高層での観測値であり、日野市は観測標準時間より早い8時の観測値であることに留意する必要があります。

2017年度の富士山が見えた日数は日野市では前年度より8日間増加していますが、都庁、成蹊学園では3日間減少しています。2017年度の降水量(気象庁八王子観測地点)は1669mmであり、前年度(1422mm)より多く、2地点では観測時の視界が悪かったことが考えられます。

月別で見ると、12月に見える日数が最も多くなっており、八王子観測地点における12月の降水量は12.5mmと最も少なく、日照時間は234時間と最も多かつたためと考えられます。

過去10年間(2007～2016年度)の平均値は都庁で92日、成蹊学園で119日、日野市で123日であり、いずれの地点でも過去10年間に比べ増加しています。

3. 環境の状況と取組状況の評価

(2) 騒音・振動対策の推進

道路交通騒音の測定及び対策の実施

☺ 指標 51：道路交通騒音

2017年度の昼間及び夜間の数値は、前年度と同程度の値が観測されました。昼夜とも環境基準を達成しており、要請限度も超えておりません。

路線名	測定地点	昼間	夜間
国道 20 号 バイパス	市立病院 (多摩平 4-3-1)	69	65
	日野商工会館前 (多摩平 7-23-23)	69	65
	農産物直売所 (万願寺 6-35-13)	69	65
都道 155 号	富士電機社宅前 (旭が丘 1-8)	64	60
都道 173 号 (北野街道)	第 6 分団消防小屋前 (平山 5-1-19)	68	64
都道 41 号 (川崎街道)	三沢浄水場前 (三沢 1-19-1)	62	58

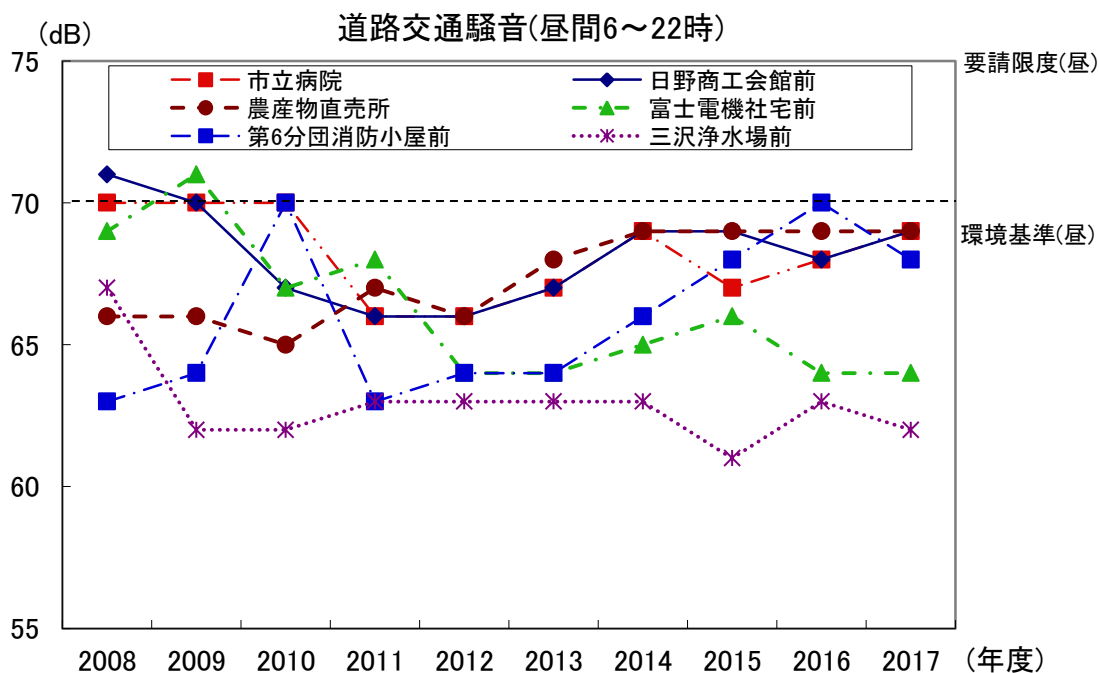
騒音測定法について

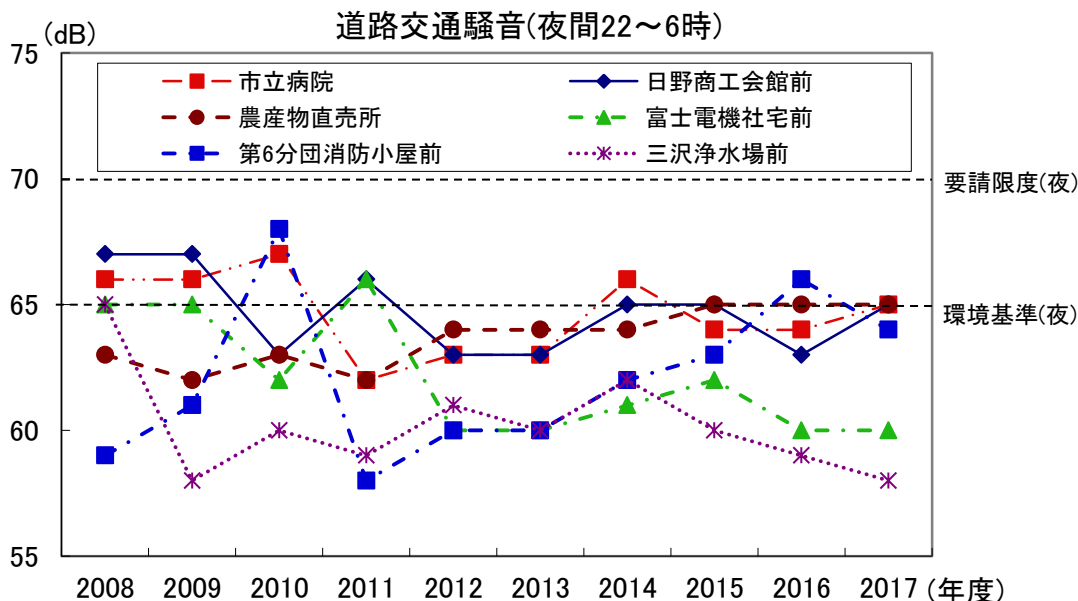
毎正時から10分間測定を行い、(1時間の等価騒音レベルを算出し)各時間区分の等価騒音レベルを演算。

【等価騒音レベル】時間内で変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値で、人に感じられる感覚的なうるささとの対応に優れているといわれる。

【環境基準】人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい騒音レベルで、目標値となる。(環境基本法)

【要請限度】道路管理者に改善を要請することのできる騒音レベル。(騒音規制法)



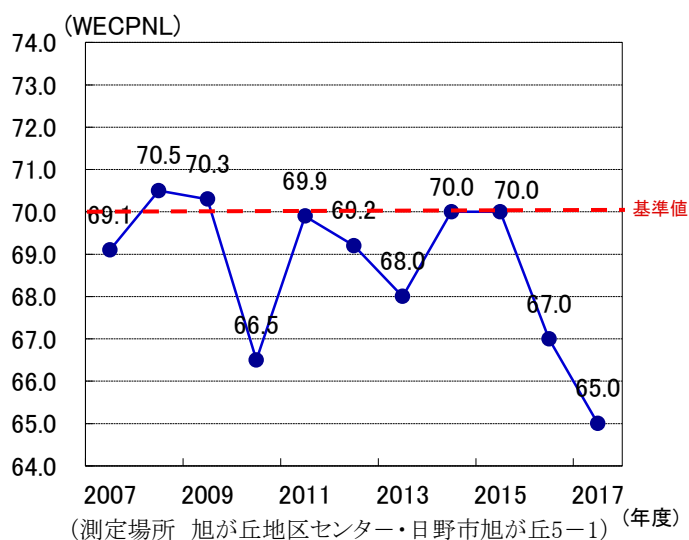


調査期日：2018年1月15日～2018年3月5日

環境基準：幹線交通を担う道路に近接する空間 昼 70dB, 夜 65dB
 要請限度：b区域(主として居住の様に供される地域)の2車線以上
 C区域(相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域)の車線を有する
 昼 75dB, 夜 70dB

航空機騒音についての対策

☺ 指標 52：横田飛行場に係わる航空機騒音



日野市では、横田基地に係る航空機騒音の測定を1977年から実施してきました。1988年まではリオン社製NA-30により夏期及び冬期にそれぞれ1ヶ月間測定してきましたが、1989年以降はリオン社製NA-33により常時測定を行なっていました。

2013年度から環境基準がLdenに変更となり、リオン社製NA-37で常時測定を行っています。2017年度は前年度より2.0低く65.0(WECPNL)でした。新基準では51.4(Lden)となり、環境基準を満足しています。

※環境基準値はWECPNLでは70、Ldenでは57となります。

WECPNLとは

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level「加重等価平均間隔騒音レベル」のことで、航空機の一日の総騒音量を評価する国際単位。同じ音の大きさでも、昼、夕、夜で、人の感じる大きさは異なることから、それぞれの時間帯の音に対して、人の感じ方の度合いを考慮して算出した値です。

Ldenとは

「時間帯補正等価騒音レベル」のことで、各飛行機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーで測定した値です。

3. 環境の状況と取組状況の評価

2.-3 放射線測定

(参考) 市内空間放射線量測定

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原発事故により、放射性物質による環境汚染が生まれました。市では、2011年7月11日から、市内の空間放射線量の測定を開始しました。国の基準^{*}では、0.23マイクロシーベルト/毎時以上の地域が除染対象となります。2017年度の測定結果は、基準を超える地点はなく、健康に影響を与える数値ではありませんでした。また、局地的に高い測定値を示す場所(ホットスポット)は確認されませんでした。

※国の基準:『平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法』(2011年8月公布)

表-2017年度の最小及び最大値

測定区分	場 所	実施日	結 果(単位:マイクロシーベルト/毎時)
定 点	公園8地点	2011年7月11日～継続中 毎週1回	0.03～0.09

調査期間:週1回(2011年7月11日から)

調査地点:市内の中学校区を基準にして8分割し、各校区内の1カ所を測定場所とする。計8カ所。

調査内容:高さ1メートル位置にて、5分間保持後、30秒ごとに5回測定した空間放射線量の平均値を測定結果とする。

測定機器:RAE Systems 社製「DoseRAE2 PRM-1200」

中学校区	測定場所
三沢中学校区	ねんも公園(高幡)
第三中学校区	程久保運動広場(程久保)
第四中学校区	旭が丘中央公園(旭が丘5丁目)
第二中学校区	多摩平第一公園(多摩平4丁目)
大坂上中学校区	小構公園(日野台1丁目)
第一中学校区	市民の森スポーツ公園(日野本町7丁目)
平山中学校区	やと公園(平山3丁目)
七生中学校区	南平公園(南平4丁目)

